

第二節 設備に関する基準

(指定重症心身障害児施設設備)

第八十二条 指定重症心身障害児施設設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
- 二 観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を有すること。
- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定重症心身障害児施設設備の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第二号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるとする。

第三節 運営に関する基準

(施設利用者負担額の受領)

第八十三条 指定重症心身障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定重症心身障害児施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から当該指定施設支援につき指定施設支援費用基準額及び障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額の支払を受けるものとする。

3 指定重症心身障害児施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定重症心身障害児施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定重症心身障害児施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第八十四条 第九条から第十九条まで、第二十一条第二項、第二十二條から第三十九條まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七條から第五十條まで、第五十二條及び第七十八條第二項の規定は指定重症心身障害児施設について準用する。この場合において、第九条第一項中、「第三十五條」とあるのは、「第八十四条において準用する第三十五條」と、第十九條第二項中、「次條第一項から第三項まで」とあるのは、「第八十三條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中、「第二十二條第二項」とあるのは、「第八十三條第二項」と、第二十三條第一項中「次條第一項」とあるのは、「第八十四条において準用する次條第一項」と、第四十一條中「前條第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」とあるのは、「第八十四条において準用する第七十八條第二項の協力歯科医療機関」と、第五十二條第二項第一号中「第十八條第一項」とあるのは、「第八十四条において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中「第二十四條第一項」とあるのは、「第八十四条において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中「第三十二條」とあるのは、「第八十四条において準用する第三十二條」と、同項第四号中「第四十八條第二項」とあるのは、「第八十四条において準用する第四十八條第二項」と、同項第五号中「第五十條第二項」とあるのは、「第八十四条において準用する第五十條第二項」と読み替へるものとする。

附則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十九号  
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の八の規定に基づき、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令を次のように定める。  
平成十八年九月二十九日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令

(定義)

第一条 この省令において、「審査支払機関」とは、都道府県（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。）第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託する場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会又は当該法人とする。をいう。

2 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求をしようとする指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求）  
第二条 指定知的障害児施設等は、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求日）  
第三条 障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、各月分について翌月十日までに行われなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 指定知的障害児施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

2 前項の場合において、障害児施設給付費等明細書には、提供した指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

4 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の障害児施設給付費等明細書とみなして、第二項の規定を適用する。

（障害児施設給付費等請求書の様式）  
第三条 前条第一項の障害児施設給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。  
2 前条第一項の障害児施設給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。